



民部自

去年十月九日書簡發給培子以爲其
 貨幣之改良及相率俾令其與他國
 日本之貨幣時表之手續有之云
 以予市之起發系知以新貨幣之基本

權少丞

少丞

大輔 准大丞

大丞 大丞



414
A1713

大正十一年四月

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈



として、キニ洋銀の目方及之性質小
なる貨幣と古清造のものは右の貨幣
の二拂方を用ひしる。此の定之蔵品は
おろく、又其の之新貨幣は、銀四種
三類銅四類の目方及性質未定は、
五、市之、銀、銅、と斗る多かる。此は、
お成り、お成り、お成り、お成り、
深係、無との存、其、其、其、其、

若日本政府より、
貨幣と何もの、
亦定と、
貨幣、
亦、
以、
貨幣、

和に及る趣が、条約書に由りてお成る或は
市場考ふるに、なれども右は約束に應じ何出
る事あるを、米市に及るに、知りて、故に新
貨幣製造に開く時より、俾合派其他の玉
及び日本古製の新製貨幣を、お成る
三十日とて之と同性質の新貨幣を、お成
る事、今迄通り、日本貨幣を、吹換る
もの、新貨幣製造、其の、高き、

難く、取ら、中、裁、の、趣、に、俾、合、派、及、び
外國貨幣の、故、日中貨幣、同、於、日、重、の、
割合、を、引、起、一、千、八、百、二十、六年、六月、
廿二、五、日、及、其、以、來、の、条、約、に、お、定、る、日、中
貨幣、の、用、之、故、貨幣、の、日、本、の、趣、に、
存、今、通、用、之、故、貨幣、と、若、条、約、の、規、則、に、
英國政府、の、由、り、米、市、の、趣、に、他、貨幣、の、減、
額、等、の、情、を、引、起、す、故、に、一、千、九、百、零、六、年

此条約並其後各條の条約より一分派性債を
 純銀九分有り其の重なるは二十四ゲレートロイと
 表せらるる今通用し其の重なるは十八ゲートロイ
 才八月才二十三日に未だ未だ起し起す重なるは八分
 其の債を今とて七厘の毛派のト派の毛派を今とて
 或ト銀七割の分の坐のし必とて重なるは今とて
 性債の肩の控ぬるをのるも、此の國人民今
 所持するを重なる銀の或が重なるは日中政府に而

後引せらるる後引して新債幣の引起さるる成り
 たり右の如き幣の重なる銀を条約の重なるは
 債の重なる政府の引起すの重なるののののの
 此年以來示し債の重なるの重なるを重なるは
 蓋日中政府の重なる各國の對しに眞実とて
 引起さるる重なる右の如き幣の引起すの重なるは
 差の重なるの重なるの重なるの重なるの重なるは
 此文の重なるの重なるの重なるの重なるの重なるは

所以貨幣以本國の爲に人産の排一方に
 此文を以て成し其後を以て但に右の運に之を爲す
 之を貨幣に教政府の策示すに或る事耳五方乃至此處の如く起るとんましたる
 些少の後と存する日中人民は此兩國内し
 洪税并今通用する支の貨幣は何の之様と
 排の如く公吏の爲に裁奪の程の内其に貨幣の
 内より教何程政府に事小返之べきに是と爲す
 兼悉する其祖高に損益小算する事とありを

第一古貨幣政府に受取の上并發行を以
 此以程に此約束を以て之を日本政府に
 信實商人に以て不貫徹とす一甲とあり其要は
 新貨幣に交り政府に其返り中裁に其報券
 右に没要此の事とあり其に之を以て人産
 現在に於ける或る令を以て報之没并中庭度
 子通に其書と格とあり其に之を以て右の意
 切斷此の以上

一千八百七十年

新乙部藤邦彦

フオシブラニド

外登廊

澤 廷三位

外登大輔

寺島 廷四位

閣下